⑶　平成23年から平成28年まで合計16億5000万円を分割弁済する。但し、スポンサー選定期間にスポンサーが選定されれば、同額は繰上げて一括弁済される。
⑷　ＳＰ１－Ｓｏｒｔ設備が売却されれば、売却代金から費用等を差し引いた残額を弁済する。
⑸　ＬＬＣタームシートに基づきＬＬＣから支払われる和解金を弁済に充てる。
⑹　ＳＰ１－Ｆａｂ設備につき、売却代金から費用等を差し引いた残額を弁済する。
⑺　ＬＬＣに対するリジェクション・ダメージ・クレームにつき、ＬＬＣから取得するＩｎｃ．の株式等を弁済に充てる。
⑻　更生担保権の目的たる財産が預金に対する質権に変換されている場合は当該預金から弁済する。
⑼　スポンサーによる事業譲渡代金等のうち、清算にかかる共益債権等を控除した残額を弁済に充てる。
⑽　工場清算費用等として留保する27億7000万円のうち、同費用等を支払った残額につき、追加弁済を行う。

２　動産先取特権及びリース債権に関する更生担保権
確定更生担保権全額を弁済する。

第２　優先的更生債権
１　租税等の請求権
確定優先的更生債権について権利変更を行った上、免除後の金額を一括納付する。
２　労働債権
企業年金規約に基づく特別掛金の拠出義務のうち優先的更生債権部分については、平成22年に５億1000万円を拠出し、以後平成23年から平成36年まで分割して償却する。

第３　一般更生債権
以下の弁済率・方法により弁済を行う。但し、ＬＬＣの届出にかかる未確定一般更生債権については、債権確定後も本更生計画に基づく一切の弁済を行わない。

区分　権利変更（弁済率）
50万円以下の部分
現金による弁済100％
50万円超１億円以下の部分
現金による弁済12％
１億円超の部分　４％（現金による弁済3.2％、更生会社の発行する株式による弁済0.8％）

第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法
第１節　通則的事項（略）
第２節　更生担保権
第１　シンジケートローンに関する更生担保権
１　更生担保権
シンジケートローンに関する更生担保権の債権者数及び債権額の概要は以下のとおりであり、その債権者別の内訳は、「更生担保権弁済計画表（シンジケートローン）」（別表６－１）記載のとおりである。
更生担保債権者数　11名
確定更生担保権額
275億4386万7885円
未確定更生担保権額
1814万0907円及び額未定
（確定更生担保権の内訳）
元本並びに更生手続開始前利息及び遅延損害金　262億9811万9792円
更生手続開始前の費用償還請求権
1835万6436円
開始後１年内の利息及び遅延損害金
12億2739万1657円
２　権利の変更及び弁済方法の原則（略）
３　ＬＬＣから支払われる和解金に関する弁済方法の特則（略）
４　ＳＰ１－Ｆａｂ設備売却代金に関する弁済方法の特則（略）
５　ＬＬＣに対するリジェクション・ダメージ・クレームに関する弁済方法の特則（略）
６　預金に関する更生担保権に関する特則（略）
７　スポンサーによる事業譲渡代金等からの追加弁済に関する特則（略）
８　ＳＰ１工場の工場清算費用等のための留保金からの追加弁済に関する特則（略）
９　超過弁済額及び弁済不足額の処理（略）

第２　動産先取特権に関する更生担保権
１　確定更生担保権
動産先取特権に関する確定更生担保権の債権者数及び債権額の概要は以下のとおりであり、詳細は、「更生担保権弁済計画表（動産先取特権）」（別表６－２）記載のとおりである。
債権者数　１名
債権額（開始後１年以内の利息及び遅延損害金を含む）　362万3997円（うち18万6106円は開始後１年以内の利息）
２　権利の変更及び弁済方法（略）

第３　リース債権に関する更生担保権
１　確定更生担保権
リース債権に関する確定更生担保権の債権者数及び債権額の概要は以下のとおりであり、詳細は「更生担保権弁済計画表（リース債権）」（別表６－３）記載のとおりである。
債権者数　２名
債権額　847万6830円
２　権利の変更及び弁済方法（略）

第３節　優先的更生債権
第１　租税等の請求権
１　届出債権
租税等の請求権者数及び租税等の請求権の額の概要は、以下のとおりであり、詳細は「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」（別表７）記載のとおりである。
租税等の請求権者総数　７名
租税等の請求権総額
３億9513万4101円及び額未定
（内訳）
本税、督促手数料、本件更生手続開始決定日の前日までの延滞金等
３億9513万4101円
本件更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等
額未定
本件更生手続開始決定日から１年を経過する日まで及び更生計画認可決定日以後完納に至るまでの延滞金等
額未定
２　権利の変更及び納付方法（略）

第２　労働債権
本件更生手続開始決定時に生じていた企業年金規約に基づく特別掛金の拠出義務のうち、優先的更生債権部分に相当する16億2779万2667円については、法令の範囲内において規約を変更の上、変更後の規約に基づき以下のとおり弁済する。但し、法令上拠出可能な金額が以下の金額に満たない場合には、拠出可能な金額と以下の金額との差額を、将来の拠出ないし退職年金の支払のため、管財人により分別して預金される。
平成22年（認可決定後）
５億1000万円
平成23年から平成35年まで
毎年8500万円
平成36年　1279万2667円

第４節　一般更生債権
第１　確定一般更生債権
確定一般更生債権の債権者数及び債権額の概要は以下のとおりであり、その債権者別の内訳は「一般更生債権弁済計画表」（別表８－１）記載のとおりである。
確定一般更生債権者数　123名
確定一般更生債権額
257億8126万4235円及び額未定
（内訳）
元本等一般更生債権額
256億0600万4580円
開始決定後利息及び遅延損害金
１億7525万9655円及び額未定
元本等一般更生債権については、更生計画認可決定日に、以下のとおり権利変更を行い、弁済を受ける。各債権者に対する弁済額は「一般更生債権弁済計画表」（別表８－１）の「弁済額合計」欄記載のとおりである。